

第6章

資料編

資料 1 南房総市附属機関設置条例

平成 26 年 3 月 12 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表の名称の欄に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担任する事務、定数及び任期は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、その職にあるために附属機関の委員に委嘱され、又は任命された者の任期は、その在職期間中とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(以下略)

別表(第 2 条関係)

附属機関の属する執行機関	名称	担任する事務	定数	任期
市長	略			
	南房総市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定及びその実施に関し必要な事項を調査審議すること。	18 人以内	委嘱又は任命の日から審議終了の日まで
	略			

資料2 南房総市地域福祉計画策定委員会規則

南房総市規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市附属機関設置条例（平成26年南房総市条例第1号）に基づき設置された南房総市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、南房総市地域福祉計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉事業関係者
- (3) 市民で構成する団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、検討した事項を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料3 南房総市地域福祉活動計画策定委員会設置規程

南房総市社協規程第4号

(設置)

第1条 社会福祉法人南房総市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、南房総市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため、南房総市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、会長の諮問に応じ、南房総市地域福祉活動計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉事業関係者
- (3) 市民で構成する団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、検討した事項を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

資料4 南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

任期 平成30年10月18日から審議終了の日まで

No	委嘱区分	名称	役職	氏名	備考
1	学識経験者	南房総市議会	議員	青木 正孝	委員長
2		作新学院大学女子短期大学部	教授	坪井 真	副委員長
3		松永醫院	院長	松永 平太	
4		千葉司法書士会	支部長	庄司 圭	
5	社会福祉 事業関係者	南房総市社会福祉協議会	会長	渋谷 幸一	
6		南房総市地域自立支援協議会	会長	山口 喜男	
7		南房総市地域包括支援センター アイリスの里	管理者	伊藤 厚司	
8		南房総市地域包括支援センター リブ丸山	管理者	川名 真啓 山本 三千代	(前任者) 令和元年7月30日から
9	市民で構成 する団体の 代表者	南房総市民生委員児童委員協議会	会長	早川 敏男	
10		安房地区保護司会南房総支部	支部長	眞田 邦彦	
11		南房総市ボランティア連絡協議会	会長	伊勢田 照子	
12		南房総市行政連絡協議会	会長	相川 泉 加藤 喜代志	(前任者) 令和元年7月30日から
13		白浜地域づくり協議会「きらり」	会長	柳 善夫	
14		南房総市保健推進員協議会	会長	高梨 節子	
15		南房総市子ども会育成会連絡協議会	会長	白井 佳己	
16	関係行政 機関の職員	千葉県 (君津児童相談所相談調査課)	課長	中村 和博	
17		千葉県 (安房健康福祉センター地域福祉課)	課長	安藤 桂子 小瀧 英之	(前任者) 令和元年7月30日から
18		国 (館山公共職業安定所求人・特別 援助部門)	統括職業 指導官	堀江 さとみ 石井 芳明	(前任者) 令和元年7月30日から

資料5 計画策定までの経過

年月日	実施内容
平成30年10月9日	第1回 作業部会 <ul style="list-style-type: none"> 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の概要について 計画策定に係るスケジュール等について 市民アンケート調査について
10月18日	第1回 策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の概要について 計画策定に係るスケジュール等について 市民アンケート調査について
11月下旬 ～12月7日	市民アンケート調査の実施
平成31年2月1日	第2回 作業部会 <ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート調査について 関連施策（個別計画）に係る関係部署への調査依頼について 福祉関係団体等への調査・ヒアリングについて 「7地区座談会」（仮称）の開催について
2月12日 ～2月25日	福祉関係団体アンケート調査の実施
3月4日 ～3月18日	市民意見交換会（住みよい地域づくりを考える会）の実施
3月22日	福祉関係団体意見交換会の実施
3月～4月	福祉当事者団体ヒアリングの実施 <ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ連合会（3月20日） 心身障害者（児）福祉会（4月19日）
令和元年7月10日	第3回 作業部会 <ul style="list-style-type: none"> これまでの取り組みについて 「基礎調査報告書」について 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」（骨子案）について
7月30日	第2回 策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> これまでの取り組みについて 「基礎調査報告書」について 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」（骨子案）について
12月26日	第4回 作業部会 <ul style="list-style-type: none"> 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」（素案）について
令和2年1月17日	第3回 策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」（素案）について

年月日	実施内容
1月27日 ～2月17日	市民等意見募集（パブリックコメント）の実施
2月19日	第5回 作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントについて ・「地域福祉計画・地域福祉活動計画」（最終案）について ・答申（案）について
2月27日	第4回 策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントについて ・「地域福祉計画・地域福祉活動計画」（最終案）について ・答申（案）について

南 社 第 1 6 9 3 号

平成 3 0 年 1 0 月 1 8 日

南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画
策定委員会 委員長 青木 正孝 様

南房総市長 石 井 裕

南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画について（諮問）

南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画を定めるに当たり、南房総市地域福祉計画策定委員会規則（平成 3 0 年規則第 3 9 号）第 2 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

令和2年3月2日

南房総市長 石井 裕 様

南房総市地域福祉計画・
地域福祉活動計画策定委員会
委員長 青木 正孝

南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画について（答申）

平成30年10月18日付け南社第1693号で諮問のありました南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、基本理念に掲げた「みんながつながり支え合う みんなにやさしいまちづくり」の実現に向けた本計画の施策は概ね適切なものと認めます。

なお、本計画の実施にあたっては、下記に掲げる事項に留意して実現に努められるよう要望します。

記

- 1 支え合い助け合いのできる「つながり」がある地域づくりと災害等緊急時における迅速・適切な要支援者の支援、福祉教育の推進による担い手の確保を要望します。また、高齢化率の高い本市に合った外出支援サービスを検討し、充実を図るよう要望します。
- 2 生まれてから最期を迎えるまで、誰もが健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、見守り支え合うことのできる地域づくりを要望します。また、子育て世代のニーズにあった支援を行い、地域全体で子どもたちの成長を見守ることのできる環境づくりを要望します。
- 3 困り事を抱える人やさまざまな福祉制度の狭間にいる人など、すべての人に寄り添い、相談を受け付ける窓口の充実を図ることを要望します。また、福祉に関する情報や各種団体の活動情報などをわかりやすく積極的に提供するよう要望します。

あったかささえあいプラン
南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和2年3月

発行 南房総市／社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会

